

神奈川県レディースバドミントン連盟規約

- 第1条（名称） 本連盟は、神奈川県レディースバドミントン連盟（以下「本連盟」と称する）。
- 第2条（事務局） 本連盟の事務局は、理事長の定める所に置く。
- 第3条（目的） 本連盟は、バドミントンを通じて会員の健康増進と相互の親睦と友好を図り、競技会を開催するほか、併せてバドミントンの普及発展に寄与することを目的とする。
- 第4条（事業） 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 競技会の開催並びに競技会への参加
 - (2) 講習会・練習会の開催
 - (3) その他、本連盟の目的達成に必要な事業
- 第5条（加盟） 本連盟の趣旨に賛同する団体が所定の手続きを経て、加盟することができる。
- 2 団体登録規程は別に定める。
- 第6条（会員） 会員とは、神奈川県在住の女性で、アマチュアバドミントンクラブ員とする。
- 2 会員は、中学校教育課程修了者であること。
- 3 会員登録規程は別に定める。
- 第7条（役員） 本連盟に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事長 1名 (4) 副理事長 若干名
 - (5) 常任理事 若干名 (6) 理事 若干名 (7) 監事 3名
- 会長は、本連盟を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 3 理事長は、総会の議決に従い、会務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、会務を執行する。
- 5 常任理事は、常任理事会を組織し会務を分担する。
- 6 理事は、理事会を組織し会務を執行する。
- 7 監事は、会計を監査し、又会計事務の処理に関して適切な助言を与える。
- 第9条（役員の選出） 会長及び副会長は、総会において推戴する。
- 2 理事は、会員の中から推薦された者を、総会で承認する。
- 3 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選による。
- 4 監事は、会員の中から選出し、総会で承認する。
- 第10条（任期） 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 欠員補充のため選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第11条（会議） 本連盟の運営は、次の会議に従って行う。
- (1) 総会 (2) 理事会 (3) 常任理事会
- 定期総会は毎年1回、2月下旬に開催する。
- また、会長は必要と認めたときに、臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は会長が招集し、議長は会長が選任する。

第13条（総会の構成）	総会の構成員は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事及び登録クラブの代表者1名とする。
第14条（総会の権能）	総会において次の諸項を審議又は議決する。 (1)事業報告及び決算 (2)事業計画及び予算 (3)役員の選任 (4)規約の改廃 (5)その他重要事項
第15条（総会の定足数及び議決）	総会は、構成員の過半数の出席(委任を含む)をもって成立する。 2 総会の議決は、出席者の過半数の賛成により議決する。 なお、賛否同数の場合は議長の決するところによる。
第16条（理事会）	理事会は年3回開催する。また、会長が必要と認めたときは臨時理事会を招集することができる。
第17条（理事会の構成）	理事会の構成員は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事とする。
第18条（常任理事会）	常任理事会は理事長が必要に応じて招集する。
第19条（常任理事会の構成）	常任理事会の構成員は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事とする。
第20条（経費）	本連盟の経費は、登録料、大会参加料、その他をもってまかねう。
第21条（会計年度）	本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。
第22条（内規）	本連盟の運営に必要な内規は、常任理事会を経て理事会で定める。
第23条（規約の改廃）	本規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
第24条（規約発効）	本規約は、昭和52年12月4日より発効する。 本規約は、平成14年4月1日より発効する。 本規約は、平成20年11月1日より発効する。 本規約は、平成21年11月1日より発効する。 本規約は、令和2年4月1日より発効する。

団体登録規程

- 第1条 神奈川県レディースバドミントン連盟規約(以下、「規約」という。)第5条によりこの規程を定める。
- 第2条 団体の代表者は、その団体に所属する会員の中の1名とする。
- 第3条 登録は毎年これを更新するものとし、所定の様式に登録料を添えて行うこと。
- 第4条 登録料は理事会の議を経て別に定める。
- 第5条 第3条に定める登録書類と登録料が、本連盟事務局に届け出られた時をもって登録完了とする。
- 第6条 新規登録は年度初めにすることでき、6名以上の会員登録を同時に行うこと。
- 第7条 登録会員が1名になった時は、団体登録を抹消する。
- 第8条 団体を解散する時は、本連盟事務局に届出ること。
- 第9条 団体名は原則日本語表記であること。
- 附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

会員登録規程

- 第1条 神奈川県レディースバドミントン連盟規約(以下、「規約」という。)第6条によりこの規程を定める。
- 第2条 会員は本連盟に加盟する団体を通じて登録しなければならない。
- 第3条 登録は毎年これを更新するものとし、所定の様式に登録料を添えて行うこと。
- 第4条 登録料は理事会の議を経て定める。
- 第5条 会員が登録事項を変更する場合は、団体を通じて事務局に届出なければならない。
- 第6条 登録者以外は本連盟主催大会に参加できない。
- 第7条
- 退部した者は3年間(登録済み年度は含まない)、本連盟の他の団体への移籍はできない。
ただし市外へ転居した場合は、移籍することができる。
 - 60歳以上に限り、退部後3年未満でも1回移籍することができる。
ただし年度途中の移籍は認めない。
 - 所属団体が解散した場合は、移籍することができる。
- 附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。